所管事務調査

総務

◆部落解放基本法制定要求国民運動京田辺市実行委員会の文書

問　文書の配布先は。また、人権啓発推進課職員がカンパを集めるとのことだが、実質的に強制である。パワーハラスメントではないのか。

人権啓発推進課長　配布先は市管理職、市商工会など。

助役　受けた側がパワーハラスメントと感じているかどうかである。また、強制ではなく、自発的なカンパを期待。

◆防災対策

問　府の土砂災害監視システムは半径５㎞の地域に避難勧告を出すなど問題が多い。マニュアルの整備が必要では。

安心まちづくり室長　想定事例にそったマニュアルも必要であるが、日常のパトロールが重要。

◆女性交流支援ルームの利用状況

問　９月1日のオープン以来、利用状況は。

市民参画課長　女性ライブラリーは１００人、交流スペース97人、相談は、電話と面接で22人が利用。相談内容は、ＤＶや家庭内の問題など。

◆例規の見直し

問　条例、規則の改正を職員に周知徹底すべきではないか。

総務室担当課長　部長会議等で周知を図ってきた。しかし、不十分な面もあるので、徹底する。

◆税制改正の市民への周知

問　定率減税の廃止など税制度が変更され、住民負担が重くなる。どのように周知するか。

税務課長　市ホームページへの掲載、市広報紙に連載記事、掲示板や確定申告会場でのポスター掲示などを予定。

◆納税通知書等における個人情報保護

問　封筒の封はしてあるが、振替口座の銀行名、口座番号などが記載されている。個人情報保護の観点からどうか。

国保医療課長　個人情報保護の観点から現状を精査し、来年度以降の是非を検討したい。

税務課長　実情を確認し、対応したい。

◆同志社大学キャンパス再編成

問　京田辺キャンパスの学生数はマンション経営者や小売業者に影響を与えるのは必至。学生の生活実態や消費行動など調査し、情報提供すべきと思うがどうか。

市民参画課長　学生の消費行動等、どのような方法で把握できるかなど研究したい。

９月にオープンした女性交流支援ルーム
（アル・プラザ京田辺店）

文教福祉

◆介護保険制度の運用

問　ベッドなど介護福祉用具のレンタルの費用負担軽減策は。

健康介護課長　ベッドは、すでに対象者の半数程度が購入済みであり、軽減策は不公平感を生じさせる。

問　包括支援センター設置の国の基準は３万人に1カ所。あと1カ所必要ではないか。

助役　対象者の増加を考えると、あと1カ所必要である。直営だけでなく、委託をすることも検討。

◆新教育基本法政府案

問　現行法第10条の「教育は、直接国民に責任を負って行う」という文言が削除された。改正法は何条に規定されているのか。

教育長　新しい教育基本法案によって、その第２項のところで、「国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し実施する」とうたわれている。

◆学校給食の民間委託

問　学校給食の民間委託の検討状況は。

学校教育課統括主幹　職員組合やＰＴＡとの協議、交渉を残しているが、できれば19年度から順次導入したい。

問　ＰＴＡとはどのような協議を行うのか。また、アンケート調査の実施予定は。

学校教育課統括主幹　市ＰＴＡの役員、各小学校のＰＴＡ役員との協議と保護者説明会を行う考えである。また、アンケートは保護者説明会の参加状況などにより判断する。

◆田辺公園プールにおける指定管理者制度の導入

問　従来からのサービスを低下させないようにすべきであるが、その基本認識は。

助役　市民サービスを低下させないことは、配慮しているが、あくまでもトータル的なサービス向上に主眼を置いている。

指定管理者制度が導入される田辺公園プール

建設経済

◆市北部地域のまちづくり

問　松井山手駅周辺のまちづくりを京阪は今後どのように進めるか。

建設部長　京阪が責任をもって開発を行う。

◆（仮称）開発まちづくり条例の制定

問　策定において、市民参画のもと、学識経験者、大学教授などの意見を幅広く聴く必要があるのではないか。

建設部長　原案作成段階では、職員の知識や体験をもとに職員の手作りで作成。その後、専門家の意見を聴くことも検討。

問　この条例は、私権を制限することになる。専門家の意見や法規上留意が必要ではないか。

計画検査課長　今後内容を検討する過程において、十分考えていく。

◆同志社住宅地の裏山開発

問　当該地の開発の動きはどうか。

計画検査課長　現在、土地所有者等から開発行為の相談は受けていない。具体的な話が出てきた段階で、許可権者の府と連絡を密にし、協議する。

◆景観保全

問　一休寺の景観保全に対する考え方は。

助役　どこまでの範囲を守るのか、守ることに市民の合意形成が図れるのかなど市民の意見を十分聞いて、検討する。

◆リサイクルプラザの運営

問　来春の本格運営に向けての進捗状況は。

清掃衛生課長　６月30日に準備会を発足。月１回のペースで協議。委員数も当初15名から19名に増加。３月末には運営グループの設立を目指す。

来春に運営開始予定のリサイクルプラザ棟

◆環境基本計画に基づく具体的施策

問　環境基本計画策定後、具体的な施策は。

環境課長　不法投棄の防止に対するパトロールや環境パートナーシップへの情報提供など。

◆農業振興施策

問　普賢寺ふれあいの駅は、地産地消で一定の成果を得ているが、税負担や土地提供などの制度面で支援が必要では。

経済環境部長　生産者、ＪＡ、府など各種団体と連携、協議し、検討する。

◆緑の保全対策

問　緑の保全や新たな緑化推進事業を、都市緑化協会に委託しているのか。

建設部長　都市緑化協会には、緑の適切な保全と記念植樹、苗木の配布などの事業を委託。

閉会中の委員会審査

建設経済

建設経済常任委員会は７月５日、12日に委員会を開会し、閉会中の継続審査となっていた5件の事務調査を行いました。

（職名は機構改革前のものです。）

◆農業振興

問　農業振興施策の展望はどうか。

産業振興課長　19年度から農業振興計画基礎調査に入り、20年度または21年度に計画策定。

問　特産物育成、効率性の向上、農地保全や後継者育成の観点から、ほ場整備は必要。行政主導で施工の考えは。

農業土木課長　まず、地元の合意形成が必要。

◆リサイクルプラザの運営

問　リサイクルプラザの運営手法は。

清掃衛生事業室長　運営委員会を設置。当面は行政主導になるが、将来的には市民団体やＮＰＯ法人、指定管理者制度の導入も含めて検討する。

◆道路行政

問　道路補修、整備や防犯灯設置の現状調査が必要では。

建設部長　地域の状況は地元の方が一番よく知っているので、その意見を参考にしたい。地域間のことは、どのような調査が必要か検討したい。

◆開発行政

問　（仮称）開発まちづくり条例策定に向けて市の考え方は。

助役　開発者の責務として、市のまちづくりへの協力、地元との協議などを義務化するものを考えている。策定にあたっては、法律との整合性が課題である。

◆水道料金を含めた水道事業運営

問　水道事業運営の見通しはどうか。

業務課長　定員管理や委託化の検討、安全性や危機管理など、策定中の中期経営計画で示したい。

採択した請願（要約）

近鉄新田辺駅東口に
エレベーターの設置を求める請願

（提出者）
近鉄新田辺駅東口に
エレベーターがほしい住民の会

誰もが安心して安全に利用できるエレベーターを一日でも早く東口に設置していただくよう、請願する。

（請願事項）
近鉄新田辺駅東口にエレベーターを設置していただきたい。

学童保育制度の
拡充を求める請願

（提出者）
京田辺市学童保育
保護者会連絡協議会

学童保育の拡充は、少子化対策・次世代育成にもかかわることであり、次の事項を実施していただくよう、強く請願する。

（請願事項）
1.学童保育制度の４年生までの拡大を求める。
2.保育時間の延長を求める。
平日は午後７時まで。
長期休暇中は、午前７時から。